岩盤浴施設　の　て　び　き

葛飾区保健所

生活衛生課　環境衛生担当係

〒１２５－００６２　東京都葛飾区青戸４－１５－１４　健康プラザかつしか内

電　　話　　０３（３６０２）１２４２

ファックス　　０３（３６０２）１２９８

※てびきには、主な構造設備基準・衛生管理基準が掲載されていますが、
全ての基準が掲載されているわけではありません。
申請予定の方はインターネット等を利用し、関係法令をご確認ください。

葛飾区

岩盤浴施設について

岩盤浴施設は、１人用の岩盤浴ベッドや岩盤浴ドームであっても公衆を入浴させる施設として公衆浴場法が適用され、営業するうえで公衆浴場の許可を得ることが必要です。

公衆浴場法について

＜公衆浴場の種類＞

- 普通公衆浴場・・・いわゆる銭湯のこと
 （区条例第２条第１項）

- その他の公衆浴場
 １号・・・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に該当する個室公衆浴場
 （区条例第３条第２項第１号）

 ２号・・・サウナ、スポーツ施設付帯の浴場、岩盤浴、
 （区条例第３条第２項第２号）　老人福祉センター内の浴場等（専ら、ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽを行うものを除く）、
 上記以外の浴場

許可申請編

～目次～

岩盤浴施設許可までの手続き ・・・・・・・・・・・・・［許－1］
許可申請時に必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・［許－2］
構造設備基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［許－3-6］
関係機関一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［許－7］

岩盤浴施設　許可までの手続き

岩盤浴施設が、既存の建物ではなく新築の建物内にある場合は、検査済証により、建築基準法に適合した建築物であることを確認します。

事前相談

申請場所・構造設備について、図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。
なお、関係機関（許―７頁を参照）にもご相談ください。

申請手続き

許可申請手続きには、許―２頁の書類が必要です。

関係機関への相談手続き

関係法令（建築基準法、消防法）等の手続きをお願いします。

施設の検査

工事の中間期及び施設完成後に、保健所の職員が、許可基準に適合しているか等について検査します。

許　　可

書類審査及び施設検査により基準に適合していることが確認されると、保健所長により許可されます。許可されるまで営業することはできません。

許可申請には、以下の書類が必要です

【許可申請時に必要な書類等】

- 公衆浴場営業許可申請書（施設・構造設備の概要）・・・正副２通
- 見取図（半径 300 メートル以内の住宅、道路、公衆浴場等が記載されたもの）
- 建物配置図、平面図、正面図、側面図、断面図
- 給排水設備の配置図、系統図
- 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
- 申請手数料　22,000 円

【検査時に必要な書類等】

- 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）

 ※ 新築の建物内にある場合、施設完成後、検査時に確認します。

岩盤浴施設 構 造 設 備 の 概 要(例)

1 区画について →許－4

2 浴室について →許－4

3 脱衣場について →許－5

4 便所について →許－5

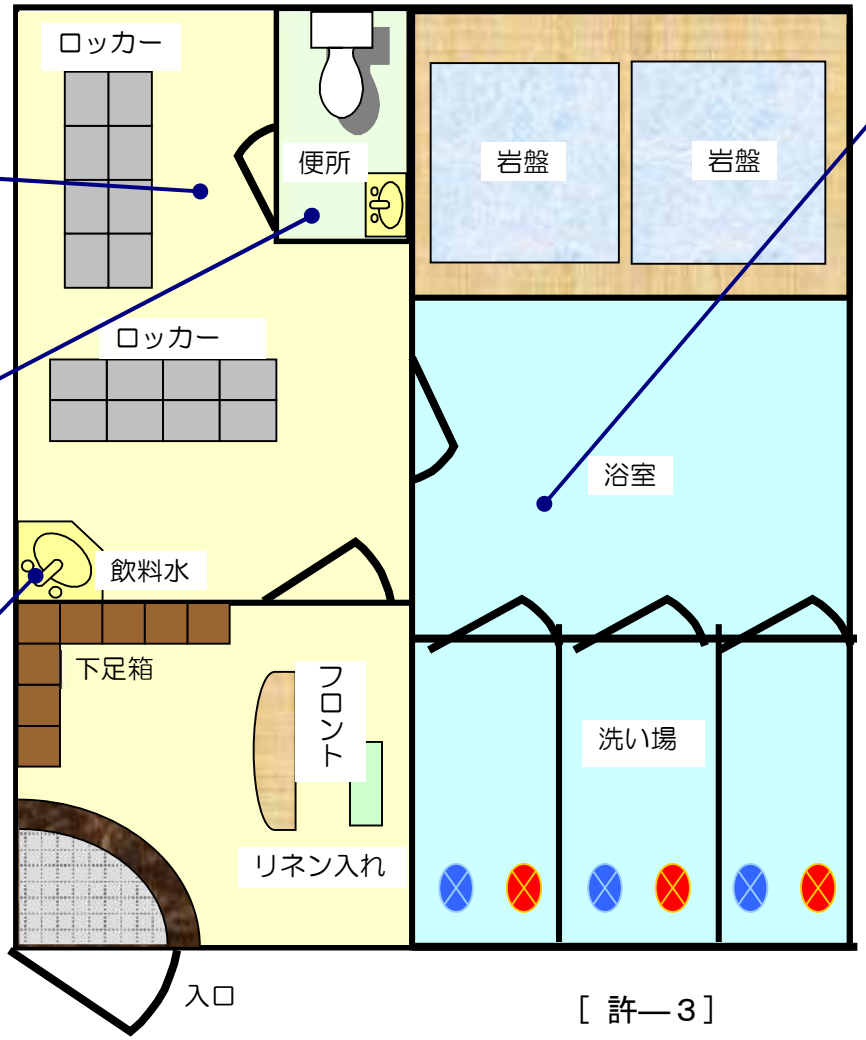
5 照明について →許－5

6 保温について →許－5

7 換気について →許－6

8 飲料水 について →許－6

9 その他 →許－6



【　】内、根拠欄の見方

条　:「葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例」のこと
（条 1-1-(1)とは、条例第１条第１項第１号をいいます。）

指導:「葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の運用について」のこと

1　区画

□ 下足場、脱衣室、便所、浴室及び釜場は、それぞれ区画して設けること。【条 3-1-(17)】
□ 脱衣室及び浴室は、それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。【条 3-1-(19)】
□ 男女の境界の障壁の高さは、おおむね２m 以上を標準とすること。【指導】

2　浴室（岩盤やサウナを設ける部屋について）

□ 浴室は、適当な広さのものを設けること。【条 3-2-(2)エ】
□ 入浴者一人当たりの洗い場面積は 1.1 ㎡以上が望ましい。【指導】
□ 浴室の床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとすること。【条 3-1-(28)】
□ 浴室内には、浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに適当数の湯栓及び水栓を設けること。ただし、蒸気、熱気等による入浴設備のみを有する公衆浴場にあっては、湯栓及び水栓を設けないことができる。【条 3-2-(2)オ】
□ 洗い場は、適当な勾配を付し、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝等に、完全に排出させる構造とすること。【条 3-1-(30)】
□ 熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。【条 3-2-(2)キ】
（温度計は、室内の温度が室内だけでなく室外からも容易に確認できるような位置に設置すること。【指導】）
□ サウナ室の床面は清掃が容易に行える構造であること。また、室内には清掃の際に使用される水が完全に屋外へ排出できるよう排水口を設けること。【指導】
□ 蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造であること。また、入浴者が接触するおそれがあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。【指導】
□ サウナ室は、換気を適切に行うため、給気口は室内の最も低い床面に近接する適当な位置に設け、排気口は天井に近接する適当な位置に設けること。【指導】
□ サウナ室には、危害予防の趣旨から、容易に内部の状態が見通しできる窓その他の装置をつくるようにすること。【指導】

3 脱衣場

□ 適当な広さのものを設けること。【条3-2-⑵イ】
（男女それぞれの入浴者数に応じ、次により算出される面積以上が望ましい。【指導】
毎時最大浴場利用人員×２０／６０×1.1 ㎡×1.5
注）20…着脱衣、休憩等に要する時間（分）　1.1 ㎡…入浴者一人当たりの衣服の着脱等に要する面積
　　1.5…脱衣箱、通路、洗面化粧等に要する面積の係数）
□ 入浴者一人当たりの衣服の着脱等に要する面積は 1.1 ㎡以上が望ましい。【指導】
□ 床面は、リノリウム、板等の不浸透性材料を用いること。【条3-1-⑵1】
□ 入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。【条3-2-⑵ウ】
　（安全に保管し得る形態のものについては、特に鍵付きであることは要しない。【指導】）
□ 敷物等を置く場合には、その取扱い等について衛生的に支障がないようにすること。【指導】

4 便所

□ 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、入口から男子用及び女子用を区別して設けること。【条3-2-⑵ケ】
　（入浴者の用に供する施設がある階とは、待合室、脱衣室、浴室のある階を意味し、単に受付等があることのみは含まない。【指導】）
□ 流水式手洗いを備えること。【条3-2-⑵ケ】
□ 男子専用施設において女子従業員がおり、女子専用の便所がない場合は、女子従業員便所も設けること。（逆の場合も同じ）【指導】
□ 便所が、外部に接する面がなく、窓が作れない場合は、排気孔（臭気抜け）等を設けること。【指導】

5 照明

□ 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において 20 ルクス以上の照度を有するようにすること。【条3-1-⑴】

6 保温

□ 脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。【条3-1-⑵5】

7 換気

□ 脱衣室及び浴室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。【条3-2-(2)カ】

8 飲料水

□ 入浴者用飲料水の設備を設ける場合には、その旨の表示をすること。【条3-1-(40)】
□ 飲料水の水質については、水道法に定める水質基準に適合するものとし、かつ、浴用貯水槽を経由しないで供給すること。【条3-1-(40)】
□ 入浴者用飲料水の設備は、できる限り設置し、その旨を表示することが望ましい。なお、ボトルタイプの飲料設備を設置する場合や、水道事業者から供給される水道水のみを供給している場合などで、明らかに飲料水を供給しているとわかる形態のものについては表示しなくてもよい【指導】

9 その他

□ 入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。【条3-2-(2)ア】
（設備は、必ずしも下足場であることは要しない。安全に保管し得る形態のものについては、特に鍵付きであることは要しない。【指導】）
□ 排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備を設けること。【条3-1-(37)】
□ 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと。【条3-1-(41)】
（ゲーム機などの娯楽設備や固定していない棚などについては、入浴機能及び清潔保持を阻害しない程度の設備であれば差し支えない。【指導】）
□ タオル、パンツ、ガウン等を利用者に貸与する場合は、施設管理者の管理のもとに貸与され得るような場所に、保管のための設備を設けること。【指導】

関係機関一覧

建物の建築（建築確認等）について　　建築基準法等

	担当機関	連絡先
延べ床面積が１万㎡を超える建築物	東京都都市整備局市街地建築部 建築指導課（都庁第二本庁舎３階）	☎03-5388-3372
延べ床面積が１万㎡までの建築物	葛飾区都市整備部 建築課（葛飾区役所３階）	☎03-5654-8557
民間の建築確認検査機関		

消防（消防設備の設置、維持並びに検査等）について　　消防法等

管轄区域	担当機関	連絡先
四つ木 1～5 丁目、東四つ木 1～4 丁目、宝町 1・2 丁目、東立石 1～4 丁目、立石 1～8 丁目、青戸 1～8 丁目、白鳥 1・２・４丁目、お花茶屋 1～3 丁目、奥戸 1～9 丁目、小菅 1～4 丁目、堀切 1～8 丁目、東堀切 1～3 丁目、西亀有 1・2 丁目、新小岩 1～4 丁目、東新小岩 1～8 丁目、西新小岩 1～5 丁目、鎌倉 1～4 丁目、細田 1～5 丁目、高砂 1～5 丁目	本田消防署 （東立石 3-12-7）	☎03-3694-0119
白鳥３丁目、高砂 6～8 丁目、西亀有 3・4 丁目、亀有 1～5 丁目、柴又 1～7 丁目、金町 1～6 丁目、東金町 1～8 丁目、新宿 1～6 丁目、金町浄水場、水元 1～5 丁目、東水元 1～6 丁目、南水元 1～4 丁目、西水元 1～6 丁目、水元公園	金町消防署 （金町 4-15-20）	☎03-3607-0119

維持管理編

～目次～

日常の衛生管理について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・[管－1]
公衆浴場の各種申請・届出手続きについて　・・・・・[管－2]

日常の衛生管理について

【　】内、根拠欄の見方
条　　：「葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例」のこと
　　（条 1-1-(1) とは、条例第１条第１項第１号をいいます。）
規則　：「葛飾区公衆浴場法施行細則」のこと
指導　：「葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の運用について」のこと

清潔保持、清掃	• 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下などの入浴者が直接利用する施設は、毎日掃除し、又は洗浄すること。【条 ３－１－(２)】 • 洗いおけ、腰掛け等は毎日掃除し、又は洗浄すること。【条３－１－(２)】 • 脱衣室、便所は毎月１回以上消毒すること。【条３－１－(３)】 • ねずみや衛生害虫等の生息状況について毎月１回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。【条３－１－(４)】【指導】
貸与品	• タオル、くし等を貸与する場合は、必ず一人ごとに消毒した清潔なものを貸与すること。【条３－１－(13)】 かみそりについては、清潔な使い捨てのものを配付すること。【指導】 • 使用前のものと使用後のものは明確に区分して処理できるようにすること。【指導】
管理者	• 公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として、施設毎に管理者をおくこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。【条３－３】
記録の保管	• 清掃、消毒、検査などの実施状況を記録し、３年間保存すること。【条３－１－(12)】
採光・照明・換気 排水・温度	• 施設内は照明、採光、換気等を十分に行い、適宜点検・清掃をすること。【条３－１－(１)(２)】 • 洗い場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。【条３－１－(５)】 • サウナ設備を設ける場合、室内温度を常時把握し、温度計及び温度調節装置等は絶えず点検すること。【指導】
善良な風俗等	• 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備を置き、掲げ、又は設けないこと。【条３－１－(13)】 • ７才以上の男女を混浴させないこと。【条３－１－(15)】 • 「混浴」とは、男女が裸身等で同一浴室（浴槽）を同時に利用する場合で、かつ風紀を乱すおそれのある場合をいう。【指導】 • 物品の販売等を行うときは、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにすること。【条３－１－(16)】 • アルコール販売については入浴後の取り扱いとし、脱衣室及び浴室において行わないこと。【指導】

公衆浴場の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、保健所に相談してください～

◆ 新規営業許可申請

- 新規公衆浴場施設の建築
- 施設の移転
- 施設の大規模増改築

必要書類
＊「許可申請時に必要な書類等[許－2]」をご覧ください。

※営業許可申請は必ず事前に相談してください。

◆ 変更届

- 施設の名称変更
- 営業者の住所変更
- 営業者（法人）の名称・所在地・代表者などの変更
- 施設の増改築（改築の規模により、新規の許可が必要となることがあります。事前にご相談下さい。）
- 管理者の変更　　等

必要書類
＊変更届
＊変更した内容のわかる書類（施設設備図面等）

◆ 承継届

- 譲渡により営業者の地位を承継した。
- 営業者（個人）が死亡し、相続をした。
- 営業者（法人）が合併、または分割により承継した。

必要書類
＊ 公衆浴場営業承継届

【譲渡の場合】
＊ 営業の譲渡が行われたことを証する書類
＊ 届出者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し
【相続の場合】
＊ 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
＊ 相続人全員の同意書（相続人が２人以上の場合）
❖ 相続人の範囲：法定相続人
【合併・分割の場合】
＊ 定款又は寄附行為の写し

◆ 廃止(停止)届

- 営業の全部若しくは一部を廃止・停止した。

必要書類
＊ 廃止（停止）届